議会改革特別委員会・議会運営委員会　行政調査報告書

1　調査期間

平成３０年１０月１１日（木）から１０月１２日（金）まで

2　調査場所

（1）新潟県上越市

（2）石川県加賀市

3　調査事項

（1）議会改革の取組について

（2）議会基本条例の制定及びその後の議会運営について

4　出席委員氏名　※下線は、両委員会に重複して所属する委員

（1）議会改革特別委員会

樋口敏郎君	坂井ユカコ君	村本ひろや君
佐藤篤君	しもむら緑君	西村孝幸君
大瀬康介君	堀よしあき君	加藤拓君
はねだ福代君	おおこし勝広君	加納進君
高柳東彦君		

（2）議会運営委員会

福田はるみ君	加納進君	加藤拓君
中沢えみり君	あべきみこ君	樋口敏郎君
おおこし勝広君	高柳東彦君	

5　随行事務局職員

議会事務局長	議事主査	調査主査
浜田将彰	松本光考君	甘利洋平君

6　調査概要

別紙のとおり

調査概要　【上越市】

1　市の概要

上越市は、平成 17 年１月１日、14 の市町村（上越市、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町）の合併が実現し、21 万都市が誕生した。新潟県の南西部に日本海に面して位置し、北は柏崎市、南は妙高市、長野県飯山市、東は十日町市、西は糸魚川市に隣接している。

古くから交通の要衝として栄えたが、現在も重要港湾である直江津港や北陸自動車道、上信越自動車道のほか、えちごトキめき鉄道 妙高はねうまライン、日本海ひすいライン、ＪＲ信越本線、ほくほく線などを有している。さらに、平成 27 年３月には、北陸新幹線が金沢まで延伸したほか、上越魚沼地域振興快速道路などのプロジェクトが進行するなど、三大都市圏とほぼ等距離に位置する中で陸・海の交通ネットワークが整った有数の地方都市である。

市の中央部には、関川、保倉川等が流れ、この流域に高田平野が広がっており、この広大な平野を取り囲むように、米山山地、東頸城丘陵、関田山脈、南葉山地、西頸城山地などの山々が連なっている。海に目を向けると、海岸線には砂丘が続き、砂丘と平野の間には天然の湖沼群が点在している。

平成 30 年 10 月１日現在、人口は 193,517 人、面積は 973.81 平方キロメートルである。

（参考資料／上越市ホームページ　ほか）

2　調査事項

（１）議会改革の取組について

上越市議会は、早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度調査 2017 ランキングにおいて、総合順位第 11 位となり、議会改革において先進的な市議会である。

議会基本条例は、平成 22 年に制定され、全 30 条で構成されている。情報の共有及び公開、市民との意見交換の場の設置、議決事件の拡大、調整会議及び政策形成会議、議会の研修など、議会基本条例に基づく議会活動に取り組んでいる

3　主な質疑応答等

Ａ：事前に質問事項を何点かいただいておりますので、先に、そちらについて回答させていただければと思います。

まず、１点目の情報の共有及び公開につきまして、会議録の取扱いについてですけれども、本会議はすべて議会事務局の議事係で議事録を作成しております。３月、９月定例会の常任委員会の記録は外部委託、それ以外は事務局ですべて作成しております。

本会議と常任委員会、特別委員会、全員協議会は、全文筆記という形で議事録を作成させていただきます。それ以外の各種会議等は、基本的には要点筆記ということで、概要のまとめという形で会議録を作成しております。

会議は基本的に全部公開となっておりますので、全文筆記したものはホームページ上で公開しておりますし、それ以外の要点筆記のものも基本的には要望があれば公開という形にしております。

続きまして、市民との意見交換の場について、意見交換等について別に定めた規定、要綱等がありますか」というご質問ですけれども、こちらについては特にない形となっております。基本的に意見交換会の内容は広報広聴委員会で協議等行っております。

今年度から意見交換もちょっと形を変えようということになりまして、広報広聴委員会で、まず企画して、各常任委員会のほうに一度お話しさせていただきまして、常任委員会で希望の団体や対象、テーマ等を考えていただきまして、それをまた広報広聴委員会に戻していただいて、広報広聴委員会で、そのテーマ、要望に沿った意見交換会の団体とセッティングするというような形をとらせていただいた意見交換としております。

続いて、議決事件の拡大について「議決事件の拡大を想定して以降、基本構想、基本計画の策定はあったのでしょうか」ということですけれども、直近ですと、平成26年に第６次総合計画を策定しております。こちらの審議の場なんですけれども、こちらは特別委員会等を設置せず、総務常任委員会で審議等を行っております。

本来であれば、総合計画などは本当に広範な内容になりますので、特別委員会等を設置したほうがいいのではないかという話も委員から出ている部分もあるそうなんですけれども、上越市議会ですと、慣例で総務常任委員会に付託される形となっておりまして、基本的には、総務常任委員会で基本計画等は審議しております。

続きまして、課題調整会議及び政策形成会議について「課題調整会議がこれまで実施された具体例と課題点について」ということですけれども、課題調整会議は基本的に意見交換会が終わった後、必ず開くようにしております。意見交換会で出た意見をまず広報広聴委員会で確認させていただきまして、それを踏まえて、課題調整会議にかけさせていただきまして、また課題調整会議で再検討という形になっております。

基本的には、意見交換会以外でも課題調整会議を行うことは可能なんですけれども、基本的に意見交換会以外で開催された例は今のところないような形になっております。

続いて、政策形成会議について「空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例について組織されたということですが、具体的な内容と課題点について教えてください」ということですけれども、こちらに関しましては、あまり積極的に行ったものではないところもあります。この空き家等の条例に関しましては、もともと、総務常任委員会で審議のほうを行っていたんですけれども、途中で委員会のメンバーが変わったということもありまして、もとのメンバーで審議したほうがいいんじゃないかということもありまして、政策形成会議という形をとらせていただいたということがあります。

そんな形で組織された形になりますので、あまり課題といったことは出ていないようだという話でした。

続きまして、市民から発案され、調整会議・政策形成会議での検討、その後の市民へのフィードバックといった政策形成サイクルですけれども、先ほど、櫻庭議員から説明させていただいた議会報告会、意見交換会で得られた意見のサイクルをご覧いただく形になるかと思います。

続いて、政策条例の中山間地域振興基本条例の策定の過程ということなんですけれども、資料をご用意させていただきました。こちらが、中山間地対策特別委員会で行った取組の経過になります。まず、意見段階としまして、何度か一般質問のほうで、中山間の振興に取り組んだほうがいいんじゃないかという意見が複数の議員から出ておりまして、それを受けまして、平成19年５月に、食料農業農村議員連盟、全議員で組織する組織なんですけれども、そこに中山間地対策特別部会を設置いたしました。

続いて、平成20年１月に中山間地域振興対策に関する報告書を策定いたしました。その後、中山間地特別委員会を設置しまして、行政視察等を行って、原案を作成した形になります。その後、平成21年に市長に提言書を提出いたしました。

議長等に経過報告する中で、条例の素案の策定を行っていった形になります。そして、平成23年２月から４月の間に市民の意見を聞く会の開催を行っております。こちら、本当は、平成23年２月

に全８会場で行う予定だったんですけれども、市民から要望がありまして、１カ所追加し４月に行った関係で、２月から４月の間となっております。この市内９会場、参加市民223人の中で意見交換会を行いました。

その後、４月から５月、パブリックコメントを実施しまして、６月に定例会で可決した形になります。特別委員会制定までで、委員会だけで27回、作業部会で14回、全議員説明を４回ほど行っております。

次に「政策形成会議を特別委員会とは別の協議体にした意図は」とあるんですけれども、この中山間地もそうだったんですが、本来であれば特別委員会等で協議したほうがいい、それぞれの政策ごとにしたほうがいいのかと思うんですけれども、１年の中で、どこでも任意に、臨時会等を開かずに会議等を行えるということで、政策形成会議のほうを発案されたという形になっております。

また、特別委員会等ですと人数等も決まっているんですけれども、政策形成会議であれば、人数もその時々で任意に変えられるという柔軟性が一番大きいのではないかということがあるということでした。

特別委員会とは別に、柔軟に組織の形を変えられる政策形成会議が条例等を検討する際に、議員の負担も少ないのかなということで、上越市議会ではそういった制度を取り入れているということになります。

続きまして、「各政策形成会議は、課題調整会議の協議結果に基づき、議長から諮問された事項について調査検討を行う場とされているが、各会派議員からの政策提言について協議する場はあるのか」というご質問ですけれども、各会派議員からの政策提言に関しましては、課題調整会議で行う形となっております。

基本的には、各会派、議員から申し出がありましたら、課題調整会議を開いて、その場で検討という形をとらせていただいているんですけれども、今のところ、まだ、各議員や会派からそういった要望はないという形になっております。

最後に「議会の研修、議員勉強会の開始ということで、市民等との研修会の具体的な実施例があれば教えてください」ということですけれども、議員勉強会という形で基本的に定例会のない月は毎月、全議員対象に研修会を行っております。その中で、市民等も参加できるもの、今までで過去２回ほど行っておりまして、一つは、平成29年11月に、地域マネジメント体制、ＤＭＯについて、観光カリスマの山田桂一郎氏をお呼びして行いました。市民の方は約60名参加していただきました。直近ですと、今年の４月に私鉄の「えちごトキめき鉄道」の社長の方と、観光列車「雪月花」というものもございまして、そちらのデザイナーである株式会社イチバンセンの代表、川西様をお呼びして講演会を行っていただきました。

こちらは、ほかの市の市議会議員の方もいらっしゃっていたそうですけれども、大体50名ほど参加いただいた形になります。

Ｑ：課題調整会議、政策形成会議についてはよく分かりました。こちらは議事録の要約筆記を公開しているということですけれども、その会議自体は、公開なのか、非公開なのか。

Ａ：公開されております。

Ｑ：それも傍聴ができるんですか。

Ａ：基本的に、要望があれば傍聴いただけます。

Ｑ：要望があればというのは、申し込みが必要ということですか。

Ａ：いえ、事前にお話しいただければ、入ってくださいと。

Ｑ：傍聴していいですよということになっていると。

Ａ：そうですね、基本的には全部公開となっております。

Ｑ：それに関連して、あらゆるこういった協議の場に位置付けられる会議体も、公開するということ

ですけれども、事前の根回し的な課題というのは、どういうところで協議しているんでしょうか。事前の調整会議みたいのが実際あるということなんでしょうか。

A：議長とその会議の代表、座長であったり、委員長であったりするかと思うんですけれども、そういった方との打合せ、事務局とはすり合わせを行って、各委員にも当日の資料だったりはお配りしますが、こういう会議にしようとがちがちに固めるというものはあまりないような形になっております。ほかの市議会の方からも驚かれるんですけれども、上越市議会も、その場での会議というのが結構多いと言いますか、そういった協議の場が多いというのもございまして、なかなか事前に調整できないという、ちょっと問題点もあるんですけれども、ほとんど議員の生の声と言いますか、議員が思っていることを直接ぶつけていただくという機会がかなり多い形になっております。

　確かに、会派の意見をまとめてきてくださいというのは、各派の代表が出るような会議ではあるんですけれども、基本的には、議員の率直な意見をその場でいただいて、皆さんで一つの結論にたどり着くというのが一番やはりいいのかなというのは、事務局としては感じております。

Q：資料の６ページの検証の見直しの中で、傍聴人の閲覧用資料の拡充というのがあるんですけれども、これは例えば、委員会で委員に配られるような資料とほぼ同じようなものが見られるのか。それよりも逆にもっと詳しいのか、もうちょっと少ないのか。あと、予算、決算について、傍聴人の方もいろいろ資料を見られるのか。それとも、委員よりも少ないのか、もっと詳しいのか。閲覧できる資料のボリュームとか、内容なんかを教えていただきたいのが１点です。もう一つが、反問権の中の話で、委員会の答弁者は原則課長以上となっているんですけれども、これは逆に原則以外で、係長級の人が答弁したりとか、反問したりとかというのがあるのか。それから、墨田区議会では、反論権を素案の中には設けることにしたんですけれども、その点で、反論権にしたほうがいいのか、反問権にしたほうがいいのか、何かその辺議論があって、結論として反問権になったのか。それとも、そういう検討がされずに反問権になったのか、その辺の経緯を教えていただければと思います。

A：まず、委員会等の傍聴人の資料のボリュームに関してなんですけれども、基本的に議員にお配りしているものと同様のものを用意して、見ていただけるような形になっております。さすがに配布できるほどご用意はできないんですけれども、傍聴用の閲覧用として、委員会室の後ろに設置して、誰でも見られるような状況にさせていただいております。配布するものは、本当に次第みたいなＡ４判ぐらいの紙でしかできていないんですけれども、閲覧はすべてできるようにしております。

　反問権の関係で、まず答弁で課長級以上という話だったんですけれども、課長級、原則ですので、それ以外の方もすることはたまにあるんですけれども、大体、副課長であったり、ごくたまに係長というのもあるんですけれども、できれば副課長級以上の方がやっていただく方が多いかなと思います。

Q：副課長というのは管理職ですか。

A：管理職ですね。

Q：反問権は、どうですか。

A：反問に関しましては、定めてはいるんですけれども、反論と反問、どっちかになった経緯というのは、分からないんです。反問権は、上越市議会でも使われた経緯はありますが、ほとんど質問の意図を確認するというような意味でしか使っていないもので、たまに、議員からやじが飛んで、今の反問権じゃないのかというような質問もたまにはあったりもするんですけれども、基本的には、趣旨の確認みたいなニュアンスで答弁の中で質問されることがあります。

A：私も当時議員でなかったもので、どういう経過で反問権になったのか分からないんですけれども、事務局側としては、あまり反論、反問して議論が深まることはよろしくないということで、そんなに熱心にはならない。よほど何かがない限り、そんな反問とか反論ということはないと思いますので、うちでもちゃんと保障はしておりますけれども、ほとんど具体的には使っていないです。あま

り議論になっていくと、ああいう公で筆記が全部残る場で、熱く議論になるときもありますけれども、後で訂正が出たりして、なかなか大変なので、そういうことはあまりないんじゃないかなと思っております。ほかの市議から見たら全然違うかもしれませんけれども。

Q：幾つか議会で条例をつくられています。直近ですと、空き家等の適正管理の条例をつくられているんですけれども、そういったものをつくられるとき、空き家の条例ですと、今回、データベースをつくりましょうとか、執行機関側にいろいろ求めている場合がありますので、条例を制定する際の執行機関とのやりとりというのがあるのかどうなのか。一部においては、もしかしたら、予算を伴うものとか、予算編成のところも含まれてくるかもしれないんですが、そのあたりについて、条例制定の際に、執行機関と事前に意見をちゃんとすり合わせるのか、そのあたりについて、どのような形で条例制定まで持っていかれているのかというプロセスを教えていただければと思うんですが。

A：私もこの条例制定の委員会に、会議に参加をしておりませんでしたが、やはり会議の回数とかを聞きましても、課題があるたびに執行部側と「これが可能なのか」ということのすり合わせはしております。何度もやっているはずです。ただ、理念として、こうあるべきだというところはもちろん押さえてありますけれども、それをどのぐらい文書で踏み込めるかというところも、そうした意見交換したものが反映されていると思います。こうしていきたいという部分と、それに対して即行動できるかどうかということがありますので、その辺はしっかりと対応した上でつくっていると思います。

Q：会議は原則、公開というお話だったんですけれども、執行機関との関係性の中で、それは公開ではなくて、事前のすり合わせというようなイメージでよろしいですか。

A：そうですね、やはり行政側とのすり合わせということになりますと、いろいろな予算がどうですかとか、過去、こういうことがあったので、こういうことはできませんとかいう具体的なことに関する内容が出てきますので、その辺はやはり何でもそうですけれども、深く意見交換した上で、たたき台をつくって、委員会でという形になっていると思います。

Q：私のほうからは、議会基本条例というのをつくるほうの立場で委員会に関わっているんですけれども、非常に大変で、委員会のほかに運営協議会というのがあって、ものすごく時間をとられてしまって、そこに苦しんだんですけれども、何か効率よくやる方法というのはありますか。あれば教えていただきたいんですけれども。

A：大瀬議員に私どもが視察に伺って、教えていただきたいと思います。本当に大変です。やはり真剣であり、誠実であろうとすればするほど、やはり細かいことまで、いろいろな意見が出てきますので、それは大変でございます。私は、この議会基本条例を制定したときにいなかったんですが、やはり非常に有能な議員さんもおりましたし、よく中央に行って、勉強してこられた議員さんがいらっしゃいました。あと、議会事務局も有能な方を是非入れてくださいということで、法律、条例、そういったものに詳しい方をしっかりと入れていただいて、議会事務局の優秀な職員さんの支援があって、初めてできたことだと思います。

Q：私どももそうで、やはり議会事務局は専門家ですので、私どもも条例では、議会事務局のポジションというのを、議員に対して物を言えるような状態に変えた経緯があります。やはり、そこに落ち着くということですね。

　それと、出前委員会というのを２回やってみたんですけれども、マスコミの方を含めた公開の委員会で、そのときに、やはりまだ墨田区の方はおとなしかったなと思います。他区を見に行ったときは結構荒れていて、大変だなというのがありまして、その辺で、またうまくやるコツというのがあれば、先進市として教えていただきたいんですが。

A：出前委員会をして、皆さんと一緒に聞いていただいたり、質問を受けたりですかね。私らの意見

交換会と同じような形だとは思います。

経験ですが、まず最初に我々が課題として直面したのは、議員をチェックしてやろうという方が必ずいらっしゃいますので、そういう方に答えるときに、幼い私、１期、２期の議員があまりにも正直に答え過ぎたりとか、突っ込みどころ満載な答え方をしたがゆえに、議会全体を低く見られてしまうことがないようにということで、こうした公式な場で回答するのは、委員長、副委員長という、ある程度経験を積んだ人に答えていただく。なおかつ、皆さんの属する会派によっては考え方が違うわけですよね。それを自由に述べられると、とんでもないことにまたなりますので、その辺が今も課題です。一応、議会の意見交換会では、自分の意見とは言わないで、こういった議論もありましたけれども、議会としてはこういうふうに捉えていますという形で、しっかりと締めくくるようにと決めております。いろいろな人の意見がありますからね、確かに、あなたのおっしゃるようなご意見もありましたと。ですが、うちの議会としては、こういうふうにいろいろと討論した結果、こういう意見も多かったので、こういうふうな結論になりましたよという形で、なるべく議会を代表した答えをしていく。

そういう意見交換会をたくさん行いましたら、市民の皆さんが「もうおもしろくない」「そんなここに書いてあるようなことをまたもう一回答えるとか、そうじゃなくて、あなたの生の声を聞きたいんだよ」という声もあります。ですので、そうした生の声を言ったとしても、会として、最終的には収拾がつくようなやり方を今考えておりますが、今のところ、今まではあまりにも自分の考え方を聞きたいのであれば、それは個人の市政報告会を開いていただいて、そこに集めてくださいということでずっと来ました。

ただ、私としては、生の声を言い合うのは小さいグループの中で自分はこう考えるんだけどねという形で正直に言っていただいて、最終的にいろいろな意見があったと思いますがという形でまとめれば、それはそれで、議会というのは、いろいろな人の声を代表するところなので、いいのかなとも思います。そうしますと、コーディネーターとして、真ん中に立つ議員の能力は問われてきますので、その辺、我々、広報広聴委員会が大体意見交換会を主催しますので、もうちょっと訓練しないと難しいかなとも思います。

やはり、広報広聴委員が会をコーディネートする場合は、しっかりといろいろな意見が出やすいように雰囲気を整えて、なおかつ、あまりにも偏った評価にならないようにまとめる。それこそ、ホワイトボードミーティングとかいろんなのを研究しないと難しいかなと思います。そういう意味では苦労しています。

Q：どのくらいの時間でやっているんですか。

A：議会報告会をやって、意見交換会をするときは、報告が議員側から約４委員会あって、議長がいますので、30分ぐらいこちらの報告があって、それに対して、皆さんから質問、意見を言っていただきます。

そして、テーマを設けないで、何でも言ってくださいというのもまた続けますので、それに答える時間が短い会場で１時間ぐらい、長い会場で１時間半ぐらいございます。それから、フリーテーマで行くときは、約２時間丸々意見交換会をやります。

テーマで行ったほうが、より深い意見交換会ができるなというのが、我々の感じた感想です。議会報告会に行って、それで意見交換会するときは本当に近所のどぶの掃除の話から、上越市の観光行政に関してとか、日本の政治に関してまで、いろいろな意見が出ますので、なかなか収拾が大変です。一つ一つ区切って結論出していくという形でやっていますけれども、テーマを絞っていった場合は、非常に盛り上がった意見交換会になる場合が多いです。

Q：我々から考えると、やるべきこと、できることというのは、全てやられているのかなと感じました。そういう部分で、議会運営というか、議員個人の活動について、しんどくないかなというのが

すごく感じるところもあって、それは率直な感想として思っています。

開かれた議会ということで、こういった活動、すごく展開されている御市議会なんですけれども、これに対しての評価、検証の方法というのが知りたいなと感じています。いかがでしょうか。

A：議員がこれをどう評価するかということと、市民がどう評価するかということで、いろいろあると思いますが、議員としては、特に私たちの先代の自治基本条例、議会基本条例を推進していった議員さんたちは非常にプライドを持って、これが上越市を変えるんだというぐらいの意気込みでやっていらっしゃったので、その思いは私たちにも伝わっております。ですので、我々も確かに本当に大変なことも多いし、一番大変なのは、常任委員会と特別委員会だけでも大変なのに、そこにほかの会議が、おととしでは４つぐらいあって、とにかく、すべての箇所で委員会をやっている。そこでなおかつ、それをみんな改革しながらやっているので、疲れると言えば疲れますが、やはり、今回の市議を目指しやすい検討委員会も、マニフェストに上がっていた。いろいろな目標があるんだけれども、上越市議会は議会改革度ナンバー１を目指してやっていこうと。何か目標値がないと、やっていても疲れるから、１番になる、なるかならないかは別として、１番になるんだというところを目指してやっていこうということで目標を掲げて終わったんです。大変ですけれども、やはり、少しずつでもよくなっていると。それから、意見交換会をしたときに、市民の皆さんから「こういう意見交換会をしてもらってよかった」とか、特に市議を目指しやすい検討委員会では、いわゆる政策提言する中に市民の皆さんが入ってきたわけですので、そのときは、やはり若い方が多かったですが「こういうのをもっとやってほしいよ」ということは言われておりましたので、そういう意見を聞くたびに、非常に励みにはなっております。

人口は増えないし、いろいろ議員が言っても、観光行政は変わらないし、みたいな限界を感じているところも多いので、やりがいのある分野としては、こうやって視察に来ていただけるということだけでも、議員としてはやりがいを持って、やっているんじゃないかと私は思っております。

Q：各層と意見交換をされておられるということで、極めて専門性の高い県立看護大学や国立上越教育大学等含めて、かなり専門性がある皆さんと活発に意見交換されています。その皆さんと、多分、こういった意見交換の一覧表の取りまとめはつくっていらっしゃるのかなと思うんですけれども、それをどのように、その団体の皆様に、まず議会としてアンサーされておられるのか。今までは、それを経た上で、課題調整会議を開いて、最終的には政策形成会議まで、まだそこまで行っていないとおっしゃっていたんですけれども、その専門性のある皆さんとの意見交換というのは、例えば教育行政だとか子育て関係に関しては、上越市さん、全国の中でトップクラスでありますが、極めて有効なご意見があっただろうなと思うんですけれども、それが政策会議まで行って、議会一本で、一つの政策提案のほうに行かない、なかなかそこまで行かないのが課題だとおっしゃっていたんですけれども、そこまで行かない課題は、何が原因でそこまで専門性のある皆様とさまざま懇談されておられるのに行けないのかという、その辺をちょっと教えていただきたい。

あと、平成28年から専門性のある皆さんとの意見交換をされているんですけれども、平成28年・29年・30年と、この３カ年の間に、どれぐらい、何団体ぐらいの皆さんとやっておられるのか、教えていただきたいと思います。

A：まず団体数ですけれども、そんなにやっていないですね。資料にもう全部書いてありますので、移住と農業、教育が２つ、それから外国人、あと地域、今数えても合わせて10団体ぐらいで、今年は、今、各常任委員会に１団体ずつ振っていますので、４団体はあります。

戻りまして、県立看護大学や国立上越教育大学ということですが、これは若い方、女性の人の意見を聞きたいということで、先走って意見交換会をしましたので、実は学生さんだけとの意見交換会で、テーマを教育行政とかにすれば、結構鋭いところが来たと思うんですが、向こうさんも初めてでしたので、私らが生徒さんの話を聞けるということで、議員が25名、30名、生徒さんが５人み

たいな、圧倒される中でやってしまいました。取組としてはよかったんですが、生徒さんを緊張させてしまいまして、他市から来られた生徒さんもいっぱいいたので、上越市はこういうところが不便だとか、よかったとか、そんなごく一般人としてのご意見を聞く程度に終わってしまいました。

看護大も同じ状況で、仲よくはなれたし、中を見せていただいたり、議会の皆さんに学校を理解していただいたということで、向こうも、それなりの準備はしていただいたんですが、そういった専門的な議論にはなっていませんでした。

今年は、常任委員会に振りましたら、厚生委員会は障害者の雇用問題もしくは障害者の生活に関する支援の問題をやりたいということで、まだやっていませんが、社会福祉協議会の専門員たち、五、六人とこちら五、六人での委員会が設定されています。それから、農業のほうはもっと大変で、土建業界、建築業界の後継者不足という話を、建築業界の社長たちとやると決めていただきまして、物すごい大変なんじゃないかということで、今、冷や汗かいてやっておりますが、委員会が設定したので、それをテーマにしてやっています。多分、今年の委員会は意見交換がかなり深刻で、それをどう答えるか、どう政策に生かしていくかということが今回試されるかなという、ちょっと突っ込んだ委員会になる予定でございます。

どうして４常任委員会に振ったかというと、前回の意見交換会が、いろいろな意見が出て、それをまとめて行政に伝えたりはしたんですけれども、それが政策までつながらなかった、どうしてでしょうかとなったとき、場当たり的にいろいろなアイデアを見つけて、みんなで言ったんだけれども、そうじゃなくて、そこからもし課題が出た場合、責任を持って、どこかの委員会でやらなきゃいけないから、だったら、委員会ごとにテーマを振って、決めてもらったらいいんじゃないかということで、今回、こういうふうにさせていただいています。いろいろ段階を踏んで、成長しているところでございます。

Q：先ほどのお話の続きで、議会改革であるとか、市議会の活動に関して、市民の理解が深まっているかどうかという評価に関しては。

A：市民の評価というのもなかなかだとは思います。いまだにテレビなんかで、議員が何かしたとか、汚職したとか、そういう話が出るたびに過剰に反応して、上越市議会どうなっているんだというものもありますので、やはり、我々が行っている努力というのが、まだまだ市民の皆様の目には映らないのかなというところは実感しています。

ですから、議員が思う自負に比べたら、市民の皆様の評価というのはかなり低いと、それは事実だと思います。ただ、やはり、今までやっていなかった意見交換会をやったり、今までやっていなかった市民を含めた政策形成のための意見交換の場を設けたりというのは、地方の新聞社なんかも積極的に報道してくれていますので、何か取り組んでいる、また新しいことをやっているということは分かっていただいています。

今も市議を目指しやすい環境整備検討委員会で出てきた若者と女性の市議会への参画のために、給与がこのままでいいのかという、非常に難しい問題に突入しましたので、その委員会を立ち上げました。私も委員の一人ですが、何を言っても多分反対される中で、どうやって、やはり私たちとしては、全員じゃないですけれども、ほとんどの委員としては、もうちょっとベースを上げてあげないと、若い人が議員になることはまずできないでしょうという意見は出ております。

だから、それをどうやって整合性をとるのか。定数を減らさなきゃいけないのか。定数とは直接関係ないんですけれども、定数は定数で、本来あるべき定数というのはあると思うんですが、定数を減らしたというような条件をつけないと、なかなか受け入れられないんじゃないかと、そういうことを今、激論しております。それを、公開する予定だったんですが、最初の第１回目会議だけ非公開にすると言ったら、それだけで新聞に載って、非公開にするらしいということですが、何を話すんだろうみたいな、それぐらい激論になりましたが、私はそれはそれでいいと思うんです。市民

の皆さんが、何かやっているぞと。

前に議員さんの不祥事が騒かれたころは、上越市議会の政務活動費は正しく使われているのかどうかということをある市民団体の皆さんが検証したいということで、新潟市から、わざわざそういう専門の弁護士さんが呼ばれて、どうでしょうかと。うち、全部公開していますので、それを全部調べて、そして、三、四件、ターゲットを決めて、これはどうなんでしょうかと検討していましたが、私も興味があったので、行ってみたんですけれども、激しくやっておりましたけれども、意外と弁護士さんは冷静なので「いや、これぐらいはどこでもやっているから、難しいですね」という回答であったり「これはオフィスとしてだったら、それはしようがないんじゃないですか」みたいな感じでした。うちの市議会は、本当にこれは議会事務局、特に庶務係が本当に有能なので、政務活動費に関しては絶対に自信がございます。その場で、こんなことをしたら、議員さんにおかしいとすぐに言ってくれますので、何がおかしいのか、レシートが足りないのか、内容がおかしいのか、すぐ指摘してくれますので、絶対間違えない、１円も間違いなくやれます。

結局、それはどこから来ているかというと、やはり議員と議会事務局の人間関係、信頼関係です。議員さんに恥をかかせちゃいけないと思っていただける信頼関係。ですが、正しく評価して、職員さんたちも、議員も正しく守ってやろうという、そういう人間関係になっているということが重要だと思いますので、我々は非常に議会事務局を大切に思っておりますし、誇りに思っております。

Ｑ：市民全体のアンケートみたいなものはありますか。

Ａ：市政モニターアンケートと言いまして、年に２回ほどあるんですけれども、そのうち、１回だけ議会も一緒にやらせていただいておりまして、そこで議会改革について、今まで行った取組を羅列して、何か一つでも知っていることはないですかというような形でアンケートをとらせていただいております。その中で、回答者の中の大体３割ほどは一つも知らないという方がいらっしゃいますが、残りの７割はどれか一つでも知っているというようなお答えのほうはいただいております。

Ｑ：今まで出てきた質問に関連して、今のアンケートも含めてなんですけれども、議会モニターの検討もされたかと思うんですが、それが実施されているのかどうか。あと、先ほど、今後、委員会は腰を据えて、各種団体と意見交換をして政策づくりに取り組むとなると、任期が気になるんですね。１年単位で交代するのか、議長、副議長も含めて、任期について、どうされているのかということをお伺いしたいと思います。

それと、３点目は、総合計画を議決事件にしていただいて、平成26年に議決をしたということだと思うんですけれども、総合計画を議決にするということは、政策から施策、あるいは財政計画も含めて、議会として議決する責任の重さってすごく大きいと思うんですね。議案として総合計画が出た段階で修正するとなると、大変な作業になると思うので、議案として出る前に計画をつくる段階で、議会と執行機関側である程度調整したんじゃないかと思うんですけれども、その辺は、どうされたのか。いきなり議案として出たのか、もしくは、事前にある程度調整したのか、その協議の場をどうされたのか。

それと、最後に事務局の方のご苦労も大変だなと思うんですけれども、何人ぐらいのスタッフでやられているのか、それを教えていただけますか。

Ａ：後でまた追加して説明していただきたいんですが、総合計画に関しては、総務常任委員会が担当部署になっておりまして、そこで所管事務調査として、１年以上もませていただき、その内容を全会派にかけたい場合は、会派の課題調整会議に回して、そこから会派でまた振って、意見を上げてという形をずっとやっております。

そういう下準備がなくて、総合計画の土台はとてもできませんので、そのような形をとらせていただいています。

大体、１回目の委員会で、相当いろいろな点が上がって、２回目、３回目とだんだん焦点が絞ら

れてきて、私、総務じゃなかったんで、定かでないんですけれども、結構な数やっています。あと、モニター制度はもう施行されております。

A：議会モニター制度の導入に向けて、今、活動はしているんですけれども、今のところはアンケートをまず、無作為に抽出した市民の方に行いまして、そのアンケートが、ちょうど返ってきたところで、今、集計中となります。その中に、コアモニターと言いますか、モニター制度に参加してくれませんかというような質問もありまして、そういった方も何名か今のところいらっしゃいまして、その方を中心にモニター制度が始められればなという検討を今、ちょうど進めているところです。まだ、皆さんにお答えできるようなものには固まっていないんですけれども、今、とりあえず、アンケートを行ったという形になっております。

　また、議会事務局の人数ですけれども、正職員が10名で、非常勤職員が４名の計14名で今、活動しております。

Q：議長、副議長と委員の任期はどうですか。

A：どんな会議も２年という区切りでやっておりますので、その２年の中できちんと政策としてまとめて出すようにやっております。

Q：常任委員会は、２年ですか。

A：２年です。

Q：特別委員会は、特に任期はないと思うんですけれども。

A：全部２年でやっています。特別な会議となると、先ほども言ったように、続けてやるということもあり得るんですけれども、一応、うちのところは全部２年でやっておりますので、２年でしっかりと結論を出す、提案するようにということで、年間20回みたいな会議となっています。

Q：議長、副議長も２年ですか。

A：一応、２年で選挙をやっております。

Q：先ほど、各層との意見交換会を平成28年度から始められたと聞きましたけれども、政策形成会議につながる、予算に反映させる一番の近道がこういう意見交換会とすれば、逆に、この委員会が意見交換会の相手を選ぶというのではなく、こちらの選ばれるほうがアプローチする場合も考えられるのかなと思ったんですけれども、そういうことが実際にあるのかどうか。そういう団体から、是非そういう意見交換会をやっていただきたいというような要望があるのかどうか。また、その委員会で、それを選択するときには、どういうような議論が行われて、そういうテーマが決まってくるのかということを教えていただけますか。

A：今年初めて行いましたので、実は委員会によっては、委員全員で話し合って、深く話し合って、相手を決めたところもありますし、委員会によっては、議長、副議長に一任されたというところもあったようでございます。それは、広報広聴としてはタッチしないで、委員会にお任せしたので、そういう形でありましたが、何でもそうですが、しっかりと議論して、何を聞きたいのか、どこをよくしたいのかということをある程度的を絞った上での意見交換会をするべきだと思いますので、今回も反省すべき点はまた出てくるんじゃないかなとは思っております。

　それから、市民の皆さんが意見を言いたいというときに、それを受け皿にするというのは、今でも常任委員会が多いんですけれども、常任委員会宛てに何々団体の皆様から意見交換をしてくださいということは受けております。特に、厚生常任委員会が多いんですけれども、障害の方、そういった団体からいろいろと情報をいただきまして、意見交換しております。

　うちの市は子育てに非常に卓越しているＮＰＯがありまして、マミーズ・ネットという団体がしっかりと、その点は行政と一体化してやっているので、そこはあまり不満不平というのはお聞きする機会はないんですけれども、学校関係ですとか、そういうのは、いろいろな場できちんと受け入れられるようにはしてございます。

ただ、今、おっしゃっていただいたみたいに、市民の皆さんに、こういうことで意見交換したほうがいいでしょうか、あったら出してくださいと、一応、情報は流してはいますが、もっと積極的にそういうのを掲げてもいいかなということは実感しております。改革のポイントだと思って、ありがたく承っております。

Q：事務局職員の関わり方についてお伺いしたいんですけれども、先ほどお話しのあった議会報告会、あるいは政策形成会議、こういった場に事務局の職員はどういった事務を行われているのかということなんです。この資料によりますと、議会報告会は、会場準備をはじめとして、ほとんどの事務を議員の皆さんがやられているような書き方になっているんですけれども、事務局の職員がどういった事務をやるのか、それについてお伺いしたいと思います。

A：格好よく書いてありますけれども、やはり下準備は事務局の人が、垂れ幕から印刷物を印刷して準備したり、全部やっていただいております。安心してください。そこまで仕事をとっておりません。議員がその場でテーブルを並べたり、それももちろん、事務局の職員さんも一緒になってやっていただくことですけれども、テーブルを並べたり、慣れてくるに従って、議員のほうがより積極的にやっていくようになりましたけれども、そんな形でやらせていただいていますが、基本、意見交換会、議会報告会というのは議会の仕事なので、職員さんはあくまでも、議会の職員さんとして手伝っていただくというスタンスではあります。それに関しては、基本のスタンスは変わっていないと思います。

ただ、政策形成会議なんかの、いわゆる一般の委員会会議の書記は確かやっていただいています。我々はやっていません。意見交換会と議会報告会の書記は議員がやりますけれども、それも、漏れていないかどうか、きっと真剣に後でチェックされていらっしゃると思います。しっかりとやられる議員もいれば、ちょっと抜けている方もいる。事務局としては粗相があってはならないので、我々が幾らレポートを出しても、さらにそれに輪をかけてしっかりと見てくださっていると。

A：補足ですが、議会報告会に関しましては、まず、下準備として、会場の予約というところまでは事務局なんですけれども、当日は、本当に議員さんのほうに準備等をしていただきまして、事務局は荷物、例えば、プロジェクターであったり、スクリーンであったり、そういったものはこちらで用意はするんですけれども、それを置いておくと、議員さんが来てくださって、議員さんのほうで準備していただくような形で、会場設営等も議員さんのほうでレイアウトを決めていただいて、全て行っていただいております。当日の進行や答弁等は全て議員のほうで行っておりますし、書記も議員のほうで行っておりまして、書記からいただいた報告のほうをこちらでまた再チェックは一応するんですけれども、その手直しもなるべく最小限にしております。一応、録音はさせていただいて、確認はするんですけれども、あまり大幅な変更というのはなくて、あまりに要約し過ぎですと、前後の文章をつけ足したりというのは行ったりもするんですけれども、そういった形になっております。

政策形成会議に関しましては、法務担当の職員がもちろん出席し、話を聞いております。その法務担当の職員であったり、担当課であったり、そういった職員と議員のほうで条例の確認等は適宜しているかと思うんですけれども、やはり一番大事な理念という部分では、議員のほう主導で進めております。

Q：その法務担当職員というのは、市長部局の職員なんでしょうか、それとも事務局の職員なんでしょうか。それと、この政策形成会議にはかなり多くの資料が必要かと思うんですけれども、資料作成はどういった形でされているんですか。

A：まず、法務担当職員ですけれども、当時の状況はちょっと分からないので、もしかしたら、市長部局からも法務担当の職員が出ていた可能性はあるんですけれども、基本的に事務局にも法務担当の職員を配置しておりまして、その職員は必ず出席するようにはなっております。

資料作成に関しましても、当時の状況、なかなか分からない面もあるんですけれども、基本的には資料は事務局で作成という形にはなるんですけれども、担当課と連絡して、担当課でエッセンスであったり、資料丸ごと、こういった計画のほうを用意してくださいということであったり、そういうときはもちろん事務局で行っておりまして、何の資料が必要かというのも含めて、議員と相談して決めているような形になっております。

Q：先ほど話ありましたうちの出前委員会ですが、新聞社のほうから、お金をかけてやってどうなんだというようなお話なんかもあったんですけれども、やはり職員さんが残業代とかつくわけですよね。その分の予算的な部分というのはどの程度見ていらっしゃるんですか。

A：通常の残業の中で行ってはいるんですけれども、基本的に職員が、各議会報告会に出席する際は、局長や管理職１名、あと私のような職員の２名だけが参加となっております。なので、局長とか管理職は残業代がつかないので、基本的に、私の分の残業代という見方だけになります。本当に、必要最低限の人数で行っておりまして、本当にメインは議員が行っております。本当に事務局は荷物持って行って、また、荷物を回収して帰ってくる、それだけぐらいになります。

Q：会場費はどうですか。

A：会場費も、結局、市の施設を使って行いますので、100％減免ということです。

Q：小・中学生の議会学習というのがございますけれども、うちのほうは中学生区議会で、中学生が議員になって、本会議場でやるんですけれども、こちらは、小学生と中学生とで分かれるところってあるんですか。要するに、議会傍聴型と議場見学型と出前講座型、小・中学生は、どれでもできるということでいいんですか。

A：小学生の高学年を対象にしているのもありますが、基本的に内容の差別化はしておりません。同じプログラムで行っておりまして、説明をする資料は、さすがに中学生と小学生では変えるんですけれども、基本的には同じ内容で行いまして、逆に、メインは議員との意見交換と言いますか、質疑というところが一番大きなところになりますので、そこになるべく時間をかけて行うようにしております。

Q：うちのほうは、理事者と中学生がやるんですよね。だから、議員はただ見学だけしているだけなので、そうやって小学生とも話ができるというのはおもしろいですね。

調査概要　【加賀市】

1　市の概要

加賀市は、平成 17 年 10 月 1 日、旧加賀市と旧山中町が合併して誕生した。石川県の西南部に位置し、16.5㎞に及ぶ美しい海岸線は越前加賀国定公園に指定されている。

また、小松市と福井県の境界にある大日山（標高 1,368m）に源を発する大聖寺川・動橋川が日本海に注ぎ、それぞれの流域に開けた森や水に恵まれた地域である。

平成 30 年 10 月 1 日現在、人口は 67,357 人、面積は 305.87 平方キロメートルである。

（参考資料／加賀市ホームページ　ほか）

2　調査事項

（1）議会基本条例の制定及びその後の議会運営について

加賀市議会は、早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度調査 2017 ランキングにおいて、総合順位第４位となり、議会改革において先進的な市議会である。

議会基本条例は、平成 23 年に制定され、全 24 条で構成されている。休日・夜間会議の開催、市長等への説明の要求、政策討論会、政策立案及び提案、市民との意見交換の場の設置など、議会基本条例に基づく議会活動に取り組んでいる。

3　主な質疑応答等

Q：３つ伺いたいんですが、一つは高校生との意見交換会、女性議会の内容についてなんですが、これは提言や意見交換を行っていると思いますけれども、これをどう生かして、その内容を政策的にもんで、そしてそれを皆さんにまたフィードバックするのかというようなことは、どうなっているのかということをお伺いしたいというのが１つです。

２つ目、政策条例をたくさんつくっていらっしゃる、とりわけ委員会提案条例も活用されているというのも非常にすばらしいなと思うんですが、その最初の発案の状況、誰がどこに指示をしてとか、誰がどういうふうに提案をして発案をし、起案をし、提案をしていくのかというサイクルについて、補足していただければと思います。

３つ目ですが、法科大学院との連携については、非常に特出すべき御市議会の特徴かなと思うんですが、普通の大学との連携というのは全国的にありますけれども、法科大学院というのはかなり珍しいかなと思いますが、実際に大学院生にインターンということでしたけれども、その知見を活用したりして政策立案につながった事例があれば教えていただきたいと思います。また、教員の先生方からも行政法だとか、そういった方々の専門家がいらっしゃると思うので、アドバイスがいただけると思うんですが、そうした事例があれば教えていただきたいと思います。

議会のメリットというのはかなりあるかなと思うんですが、大学院側が受け入れたメリットというのはどう考えておられるのか、その点を教えていただきたいと思います。

A：法科学院の件で、大学院生の提案というお話しがあったかもしれないんですが、インターン生に、いじめ防止条例の策定にかかわらせていただきました。インターン生に素案をつくっていただいたんですけれども、インターネット、ＳＮＳの問題、そういうことのいじめという話とかも中身に入れたらどうかというご提案をいただきましたので、その前文とかになるべく使わせていただいて、条例を策定させていただいたような経緯がございます。

法科学院の先生方からのアドバイスですが、いじめ防止条例についてもいただいたりもしましたが、実は加賀市議会、昨年末に議員の不祥事の問題がございまして、議員辞職勧告等いろいろ出したりと、ちょっと刑事事件のことがありました。その問題のときにアドバイスをいただいたり、逆に我々が法科学院生のところにお話に行かせていただきました。皆さんもご存じだと思うんですが、議員というのは自らやめない限り、やめていただくということは非常にハードルが高いので、最終的には辞職をされたんですが、それまでに至った経緯、そういう中での政治倫理条例とか、いろんな条例とか法律とか、そういうものの難しさを我々が実際に法律に係る生徒さんにお話をさせていただいたようなこともございました。

A：女性議会と高校生議会に関しましては、フィードバックされたものがございませんで、質問が出た内容を申し上げますと、高校生議会では、北朝鮮のミサイルがその当時飛んできていましたので、ミサイルに対しての質問ですとか、ごみ問題、北陸新幹線の問題に対しての質問に答弁したといったことです。

あと、女性議会のほうは、議会改革や議会だよりモニターについての質問がありましたが、特に今後につながったという点ではございませんでした。

２点目の政策条例の発案やサイクルに関してですが、こちらは委員会条例ですと、まず委員会での２年間の目標を掲げた上で、その当時、どのような条例を策定していくのかという点で委員会で話し合い、それに向けて策定に取り組むといったところで、サイクルに関しましては、委員会で回しているといった状況となります。

A：補足させていただきますと、条例をつくるということを委員会の目標にするんではなくて、委員会としてこの任期の間に取り組むことを何にしようかということを、まず委員会の冒頭で決めます。その中で、いじめ防止条例について取り組もうとか、例えば防犯カメラについて、そのような安心・安全の条例をつくろうということがありきではなくて、防犯カメラの設置について取り組もうという場合は、条例化も検討しましたが、最終的には理事者側への提案で終わるということもございます。目標を何か決めた中で条例化するということと、あとはポイ捨て防止条例は、議会報告会で実際に市民の皆様からいただいた声がございまして、それを契機にポイ捨て防止条例をつくろうということに至ったような経緯の条例もございますし、日本酒で乾杯条例は、観光地ですので、委員会の中で日本酒が好きな人もいたのでやりましょうかと、そんないろいろな形で起案しているのかなと思います。

Q：条例制定に当たりまして、パブリックコメントを実施したとありますが、私たちの墨田区議会も10月１日よりパブリックコメントのほうを開始しておりますが、合計でどのぐらいのご意見が寄せられたのかということと、またパブリックコメントを受けて条例を修正したということはあったのかということをお聞きしたいと思います。

A：議会基本条例では、パブリックコメントの回答はなかったと思います。加賀市の人は優しい人が多いのか、パブリックコメントを募集しても毎回、余り来ないのが現実です。

Q：この前段で、市民への説明会を行ったとあるんですけれども、これは一方的に説明しただけなのか、それとも質疑応答を受けつけて、ご意見を反映したのかという点をお伺いしたいと思います。

A：議員の役割分担で司会者、説明者、回答者という形があるので、お互いでお話、討論するという形だと思います。112名の方が５会場で合計参加されたみたいです。

Q：２点ほどお伺いしたいんですけれども、議会基本条例の第10条に議会審議における論点情報の形成というものって、市長等が提案する政策等に関して合計７項目の資料の提出を求めていますけれども、重要な政策と判断する基準です。それと、具体的に財源措置とか将来にわたる効果及び費用、こういうのは具体的にどういう資料を市長から提出されるのか、その辺を簡潔にご説明いただければなと思います。

それともう一点、議場スクリーンを活用して試験的に質問を行ったと伺っているんですけれども、スクリーンを活用するとなると視覚障害者がわからないと思うんです。だから、そういった視覚障害者向けの対応はどうされたのか、それについてお伺いしたいんですけれども、よろしくお願いします。

A：議場スクリーンについてですが、議場スクリーンの目的は議場での議論の活発化と、インターネットやケーブルテレビ等で見ていただける方にわかりやすくということを目的にしておりまして、今回、視覚障害者の方へのその他の文字とかというのは、まだ考えられていないのが現状です。

A：議会基本条例の第10条に関してでございますが、特に重要な政策の判断基準はないです。市長が提案する論理から争点を市民に明らかにするため、必要に応じて第10条第１項の各号に係る事項について説明及び資料を議会側から求めるものとしたものでございます。

Q：それはどのような政策に関して、資料の提出を求められるんでしょうか。

A：総合計画が上げられるかなと思います。

Q：１点お聞きしたいんですけれども、日曜議会を開いたけれども、なかなか傍聴席が埋まらなかったと資料に書かれているんですけれども、これは周知の方法をどうされたのかということ。それからこの記事の中では本当に必要か市政報告会などで市民の意見を聞きたいということで、その報告会の中で実際にどういう声が日曜議会に対して上がったのか。墨田区議会でも初めて夜間に議場外で委員会を開催したことがあったので、この点についてお聞きしたいと思います。

A：墨田区さんは、議場外でやったんでしょうか。

Q：本所地域プラザという、地域のホール、集会所のような施設があるんですけれども、平日の夜間と、休日の夜間と開催して、本所プラザで80人ぐらい来て、結構来たなと思ったんですけれども、私たちとしても初めての取組で、委員各自、口コミなんかもあって、そういう効果もあったのかなというふうに思います。

A：それはいいですね。

我々、日曜議会をやらせていただいて、議会だより等での一般的な告知だけだったと思います。通常から、我々のところは傍聴というのは少ないんです。議員さんが新規でなられたとき、しばらくは多いんですが、あとはだんだん少なくなるというふうな傾向で、日曜議会もやらせていただいて、そしてもう一度、土曜日ということもやらせていただいたんですが、そのときに並行してインターネット中継、委員会中継、本会議中継も始めました。そちらのほうが今後メーンになっていくのかなということで、議会基本条例上、やめるわけじゃないですが、積極的には行わないというふうな形にさせていただきました。

ただ、今、墨田区さんのお話で場所を変えてやるというのは、効果があるのかなと思っていますので、逆に今後検討させていただこうかなと思います。

Q：関連して、インターネット中継をやられているということなんですが、平均でどれぐらい視聴はあるのか。もしわかれば教えていただけますか。

A：インターネットのライブ中継は、余りないですよね。もしかしたら市役所の皆さんが見ているんじゃないかなと思うんです。

委員会を多分、傍聴される方って余り少ないのが現実で、何かテーマ、問題があるときはちょっとふえるんですが、あと本会議は恐らくケーブルテレビのほうが多いんじゃないかなと思います。

Q：墨田区は北部と南部とわかれているんですよ。北部にも地域プラザ「吾嬬の里」というのがありまして、そこで１回。それから本所地域プラザ「ＢＩＧＳＨＩＰ」という皆さんが使える場所があって、両方に行ってやったほうが墨田区の皆さんにわかるだろうということで、２回開催したんです。思ったより来ていただいたので、やったなと思っています。

Q：市議会だより「こんにちは議会です。」を拝見させていただいたんですけれども、本当にわかり

やすくてすばらしいなと思いました。過去の平成28年ぐらいからのバックナンバーが見られるようになっていたので、ウェブサイトで拝見しました。やはり印象よくフルカラーになって、ページ数も増えてすごくすばらしいなというところなんですけれども、これ全体の編集として、編集プロダクションのような方がリードしてやられているのかという点が一点です。あとは市民のモニター員さんからの提案で、この議会だよりが変わったよという部分が特出すべきところがあれば教えていただきたいという点と、発行部数が２万7,500部ですけれども、これの配布方法、どういった形で市民の方に読んでいただいているかということの３点、お伺いしたいと思います。

A：まず、構成についてなんですが、プロダクション等は入れていません。印刷会社に依頼をしているので、最終的な色使い等は印刷会社と相談をさせていただいてやっていますが、紙面構成については、基本的には、議員と事務局のほうで委員会をして決めているという形でございます。

多分、前のバックナンバーを見ていただいたと思うんですが、実は来月出るのはもっと斬新に、表紙から変えさせていただいたんですが、表紙が一番みんな見るだろうと。中はなかなか開かないので、今一番取り組んでいることを表紙にばばっと入れる、写真とかじゃないような形に、今後しようとしております。

A：例えば、今、一般質問ということで個人質問の中で、問い、回答ということでまとめているんですけれども、それプラスそれぞれの議員の一言という欄を設けまして、そのときに出なかったこととか、更なる感想という形で各議員さんが個別に追加するといった紙面、情報も追加しています。

A：あとは、モニター員の方々がやっぱり少しずつ文字等を大きくしたんですが、まだ小さいというご意見があって、大きくしたり、色使いの点とかも変えていったという経緯もございます。回答も自分たちが書くんですが、一応、執行部に確認しないと違う回答を書いてはいけないので、自分の思い、やっぱり質問した思い、こんな思いだよというのを入れるというのは、これはよかったかなという点もございますし、これだと２問ぐらいしか書けないんですが、最後のほうにはその他に行った質問の項目だけでも書かないと、この質問しかしていないんじゃないかなというところもございましたので、その他の質問については最近載せるように変えたりしております。

　広報の配布方法ですが、一応、全戸配布で、行政事務委託というか、我々町内会長さんとかに各戸に配っていただいているのが基本でございます。だから、基本的には各戸に町の役員さんとかがポストに入れていただくという形が基本で、あとは大きな施設とかには別途、コンビニエンスストアとかには置いてもらう分は配送していますけれども、基本的には全戸配布するような形にしております。

Q：議会基本条例の中に監視する議会というのがありまして、具体的にどういうことをされているのかなと思います。私、オンブズマンという関係でもって、今まで監視したことは、契約の問題ですね。学校長契約のデータを調べてみたら、すべての小・中学校が特定の一業者に集中していたという問題も膨大のデータをもとに割り出していった経験があるので、そうした観点から、具体的に監視する議会とはどういうことをされているのか、ご説明いただければと思います。

A：具体的に議会としてこれを監視したというような事例はちょっと思い浮かばないんですが、通常の一般的な議員、議会として監視をする。いろいろな政策においての観点だと受けとって、今おっしゃった契約の問題とか、いろんなものすべてを監視しているのは当然なんだろうと思います。

Q：これって、結構難しいなと思ったので、わざわざ聞いてみたんです。私どももやっぱり議会基本条例を定めるに当たって、ここはどういうふうに書くんだろうなというのは、僕なんかひそかに見ていたんですけれども、議会が行政監視機関であるんだけれども、ちょっと調べにくいところがあるのかなということと、それだったら今後、どういうふうにしていこうかなというお気持ちがあるのか、その辺を教えていただければなと思います。

A：議会基本条例全体ですが、我々議会のやるべきことを書いてあるバイブルというか、基本だと思

っております。ＰＤＣＡサイクルもそうですが、目標がちゃんと明記されていて、最後まで結論を出すと。そういう意味では、議会基本条例があるので、我々が毎年、議会報告会もちゃんとやらなくちゃいけない、意見交換会ももっとやらなくちゃいけないという、我々に対するたがというものだと思っております。

Ｑ：先ほどの法科大学院との話でも少し通じるんですけれども、政策立案、政策提言等々でさまざまないじめ防止について意見をいただいたというお話なんですけれども、議会の一つの機能にさまざまな監視機能の強化ということがあると思うんです。そうした法科大学院さんとの連携協定において、例えば通常の理事者側から出るさまざまな議案に対する審議で、こういう目線がありますよだとか、そういう部分で議会の監視機能の強化につながったような事例があるかどうか。平成27年に連携協定を締結して、本年３年目を迎えるということで、法律的な専門的な勉強をしている学生さんがインターンにも入っているということだと、僕ら議員が法律的な、専門的な部分の域ではないところもある中、そうした人が来ると、例えば条例改正だとか、新しい条例が出てきたときの自助的な部分も含めて、かなり議員側のサポートをしていただけるんではないのかなとは思うんですけれども、そういった部分の連携はどうなのかなという、その辺ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

Ａ：インターンの方々については、実は１週間ぐらいを２回実施というところでございまして、執行部から出してくる条例についてという点では、インターンの方にそういうお話をしたことは余りないのが現実です。例えば、３カ月とか、１年とかいるというふうな形ではございませんので、そのようなことはないんです。大学との連携協定の中で、市のほうから出された政策とか、条例について問い合わせるということはなかったです。

　通常の中では、何か問題があれば問い合わせをしたかもしれないんですが、そこまでのことは余りなかったかなと思います。先ほど申し上げました議員の不祥事のときについては、対応等については問い合わせしましたし、いじめ防止条例については、教授からアドバイスをいただいたことはございますが、我々が行う条例化の過程での連携という形です。今後は我々ももう少し深く連携したいと思っております。

Ｑ：先ほどご説明いただいた議会概要の最後のほうのページですけれども、昨年選挙があったんですかね。で、無投票だったと書かれているんですけれども、そういった中で例えばこれから議員のなり手という方々をやっぱり増やしていく、そういったことに関して議会としてお考えになっていることですとか、例えばそういう取組等があれば教えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

Ａ：前回までは４人ぐらいオーバーの選挙だったんですが、人口減少していくと、やはり市民の皆様から議員を減らしたほうがいいというご意見がすごく多くて、ここ最近、ずっと議員数を減らしてきているんです。前回も２人減らして20人から18人というふうに選挙に臨んだんですが、減らせば選挙になるんじゃないかという市民の皆さんのご意見をいただくんですけれども、実は逆で、我々のような田舎の場合は、減らせば減らすほど出にくくなるという感覚を実は持っています。

　東京都とかの地方議会と我々の本当の田舎とは選挙の中身が違うようで、地域の代表的な面がございますので、地域の小学校エリアを超えて、自分の地元というものをつくらなくてはいけなくなってきますが、数が減れば減るほど、新人さんが出にくくなるんではないかなという感覚を持っていて、前回もその影響かなと実は思っています。

　対策ですが、先月から実は選挙対策を含めて議員のあり方の検討会をつくって今３回会合をしております。その裏には、次回の選挙に対して立候補者を増やしたいという思いを持ちながらの議員定数、報酬、議員の身分保障、あとは我々の委員会構成、今、常任委員会３つですが、３つですと、１委員会６人しかいないので、それを２委員会にするのか、４委員会にして２委員会所属にするの

かというところも、併せて検討を進めているところです。

Q：資料の９ページで、議会のホームページを新しく見やすくするというのがございますけれども、アンケートをとって議会への関心も高まってきているという成果も出ていると先ほどご説明いただきました。

その中で、視察報告という欄がありまして、この視察報告については委員会の委員長が書くのかということを、まず一つ確認をさせていただきたいのと、先ほどの議会だよりですけれども、モニター員の方、どういう方がなられて、何名ぐらいいらっしゃるのかということ。さらに平成27年度と平成29年度を比べますと、100万円ぐらい予算が増えております。要望を受けてカラー刷りで内容も充実してということにつながってきていると思うんですが、この予算の上限の考え方というか、どこまで増やしていけるのか、ご要望に対してそういうことがどうやって考えられているのかという点をお聞きしたいと思います。

A：視察報告書は、事務局のほうが書いております。もちろん、委員長、副委員長の確認を得て報告書として仕上げるという形でございます。

モニター員は10名です。一般募集もするんですが、一般で出てきてくれる方は１人か２人ぐらいです。あとは、地域で町内会さんとかにお願いをしております。加賀市は３つに割って、ほぼ小学校がある地域と考えていただけると結構なんですが、７地区ごとぐらいの町内会長さんに１名出していただき、年間大体10名ずつぐらいを３年間で一応、加賀市全体、地域的には一回りするかなという形でやっております。

議会だよりの予算は100万円増えているのは、フルカラーにして、ページ数を増やしていってということ、実は僕が議員になったころは２色刷りで、予算のことがあるのでみたいな感じだったんですが、途中から予算のことは余り言われなくなって、ページ数も増やしていって、フルカラーにしてと。これは当時の議長さんと事務局の中で、議会だよりが議会としての一番の広報活動だという認識が高まっては来たので、そういう意味では、予算を増やすことには全然問題なかったんですが、これがどこまでいけるかというのは、新たな取組があれば、また検討していくということだと思います。

Q：３点ご質問をさせていただきます。

まず、ペーパーレス化についてですけれども、すべてペーパーレス化はされていないのかなと思っているのですが、まだ紙ベースのものがどういったものがあるのかということが第１点です。

それから、議会基本条例の第16条で議会事務局の体制整備という中で、「調査機能及び法制執務能力の充実を図る」という一文があるわけですけれども、具体的に条例制定後、どういった形で充実をされてきたのかというのが第２点目です。

それから、３点目が条例の第８条に議員が行う市長等への口頭による要請に対し、その記録を市長等に求めることができるという規定があるわけですけれども、この記録というのはどの程度の内容の記録を想定されているのかということと、市長等にそういった記録を求めた事例があるのかということについてご質問をさせていただきます。

A：ペーパーレス化につきましては、今、紙ベース、冊子ベースで出しているものは、予算書類、予算概要とか、当初予算のときに出てくるものについては、冊子形式のものは紙ベースで出しております。あと、決算書、決算概要、意見書、それ以外のものは、すべてペーパーレスでやらせていただいております。

事務局体制の整備につきましては、議会基本条例ができるまではもちろん人数を増やしました。法制担当というものは、もともと総務課付で議会に出向みたいな形で法制担当を置いていたんですが、それを人数自体もふやしましたが、法制担当を事務局の中に入れるというふうな形で増やしております。

市長に対する口頭報告について、事例はないですよね。どのようなことを想定しているかというのは、議員が市に対して何らかの要請をしたというふうなことを想定しております。